

議案第 1 号

令和 4 年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について

令和 4 年度鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準について、別紙
のとおり議決を求めます。

令和 4 年 2 月 9 日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

令和4年度 鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校学級編制基準

令和4年2月9日制定

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第14条の規定により、鳥取県公立小・中・義務教育・特別支援学校の学級編制基準を次のとおり定める。

1 学級編制基準

学校の種類	学校編成の区分		1学級の児童・生徒数	
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む)	単式学級	第1～3学年	30人	
		第4～6学年	35人	
	複式学級	ア 第1学年の児童を含む複式学級	① 飛び複式でない学級 ② 飛び複式学級	複式学級は設置しない
		イ 第1学年の児童を含まない複式学級	① 飛び複式でない学級 ② 飛び複式学級	15人 複式学級は設置しない
	特別支援学級		7人	
中学校 (義務教育学校の後期課程を含む)	単式学級	第1学年(義務教育学校においては第7学年)	33人	
		第2、3学年(義務教育学校においては第8、9学年)	35人	
	複式学級		8人	
	特別支援学級		7人	
特別支援学校	小・中学部	単一障がい学級	6人	
		重複障がい学級	3人	
	高等部	単一障がい学級	8人	
		重複障がい学級	3人	

※義務教育学校の9年間の教育課程において、「6-3」以外の区切りを設定する場合、特例を設けることができる。

2 その他

- (1) この学級編制基準は、県議会における令和4年度当初予算の成立をもって効力を発する。
- (2) その他必要な事項及び学級編制事務の取扱いについては、別に定める取扱要領による。

(注) 用語の説明

区 分	説 明
単式学級	同学年の児童又は生徒で編制する学級
複式学級	2の学年の児童又は生徒で編制する学級
飛び複式学級	複式学級のうち、引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年の児童又は生徒で編制する学級
特別支援学級	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する学級
重複障がい学級	文部科学大臣が定める障がいを2以上併せ有する児童又は生徒で編制する学級
前期課程	義務教育学校における小学校段階に相当する6年の教育課程
後期課程	義務教育学校における中学校段階に相当する3年の教育課程